

横浜市福祉のまちづくり条例及び同規則の一部改正について

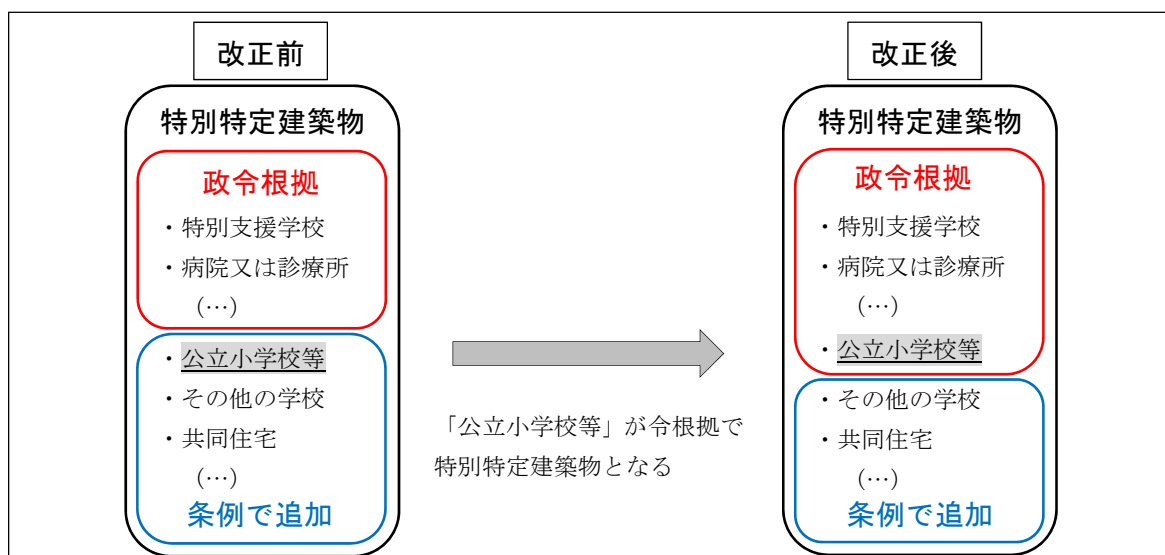
1 改正概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」といいます。）の一部改正及びこれに伴う同法施行令（以下「政令」といいます。）の一部改正により、バリアフリー法に基づく制限の適用を受ける建築物（以下「特別特定建築物」といいます。）に公立小学校等[※]が追加されました。

本市においては、以前から条例の規定により、全ての学校を特別特定建築物に追加していたことから、政令の改正の前後で公立小学校等に適用する規定が変わらないように機械的に改正を行います。

改正の前後で制限内容に変更はありません。

※小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの



2 施行日

令和3年4月1日（政令の施行日と同日）